

## 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障害者活躍推進計画

令和2年3月23日

湯沢雄勝広域市町村圏組合  
消防長 杉山 暁 人

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防長が策定する障害者活躍推進計画である。

### 1 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

### 2 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部における障害者雇用に関する課題

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部は、職員定数156名の広域組合であり、現在、在職する常勤職員は消防吏員及び消防職員のみで事務吏員は在職しておらず、これまで職員募集も職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

過去には、在職中に疾病及び事故等により長期療養者となった職員が若干名在籍することもあったが、個別に対応してきており、大きな問題は生じていなかった。また今後、職員の高齢化に伴い、長期療養者として身体障害者となる職員が発生する可能性もあるが、これまで組織的な体制整備は特段行っていない。

### 3 目標

#### (1) 採用に関する目標について

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集及び採用を行うことは困難と考えるが、受験資格の身体基準を見直すことにより、障害者である応募者を念頭においた職員の募集を行うこととする。

再任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。

#### (2) 定着に関する目標について

なし（今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。）

#### 4 取組内容

##### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備について

- ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。
- ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、長期療養者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内LAN等を利用することにより周知する。

##### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定及び創出について

長期療養者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、またはその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、及び働き方等について検討する。

##### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理について

- ア 相談窓口への相談のほか、人事評価制度による面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。

なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

- イ 募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属及び登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

##### (4) その他

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

- イ 人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて本計画の適宜見直しを行っていくものとする。